

証券コード 3646
2019年6月10日

株 主 各 位

東京都港区西麻布四丁目16番13号
株 式 会 社 駅 探
代表取締役社長 中 村 太 郎

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月24日（月曜日）午後6時必着として、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区新橋一丁目2番6号
第一ホテル東京 4階 「プリマヴェーラⅡ」

3. 目的事項 報告事項

1. 第17期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第17期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://ekitan.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

◎本株主総会招集ご通知に際して株主の皆様へ提供すべき書面のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://ekitan.co.jp/ir/>）に掲載させていただいておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査したのは本添付書類記載のもののほか、この「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、自然災害の影響を受けたものの、全体的には、過去最高水準の企業収益と、それに伴う堅調な設備投資や良好な雇用環境を受けて緩やかな景気回復が続いております。当社の創業事業である乗換案内サービスは、日常生活での人々の移動をサポートする、利用頻度の高いサービスとして世の中に広く定着しており、サービスの成熟期を迎えつつも、底堅い需要が継続しております。

また、「働き方改革」に代表されるような、企業の生産性向上・業務効率化ニーズは、ますます高まりを見せており、当社グループは、法人の業務効率化ニーズの高まりや移動手段の多様化などの市場動向に対応する分野を成長領域と設定し、新たな成長領域の開拓により収益基盤の強化・多様化を行うべく、2018年7月に法人向け交通費精算効率化クラウド型サービスである「駅探Biz」を開始し事業展開を進めてまいりました。また、法人向け事業セグメントの強化を進める一環として、2017年11月に法人向けビジネストラベルマネジメント（B T M）サービスを提供する株式会社ビジネストラベルジャパンを子会社化し、第3四半期において株式を追加取得し完全子会社といたしました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は売上高3,035,233千円、営業利益は480,156千円、経常利益480,085千円、親会社株主に帰属する当期純利益291,208千円となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

コンシューマ向け事業

コンシューマ向け事業につきましては、乗換案内月額課金サービスは、売上高は減少傾向ながらも積極的なプロモーションによる減収抑制策により底堅く推移しており、トラベル事業は、商材拡充及び申込サイト改修による利便性向上により大幅に伸長しました。その結果、売上高は2,029,945千円、セグメント利益は478,916千円となりました。

法人向け事業

法人向け事業につきましては、ＡＳＰ・ライセンスビジネスは、新規顧客等からのスポット案件獲得が好調であるほか、ＢＴＭ分野も含め、既存顧客との取引も堅調に推移しました。また、2018年7月にサービスを開始した「駅探Biz」につきましては、当初の想定通りに収益の計上を開始いたしました。その結果、連結した子会社も寄与し、売上高は1,005,287千円、セグメント利益は354,428千円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、67,940千円であります。

その主なものは、当社及び連結子会社のサービス用サーバー等の増強10,190千円及びサービス利用目的ソフトウェアの開発49,526千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2018年11月に、株式会社ビジネストラベルジャパンの株式を追加取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

(8) 対処すべき課題

当社グループは事業収益の拡大と強固な経営基盤を確保すべく、以下の事項を重要課題と捉え、その対応に引き続き取り組んでまいります。

①事業戦略

当社グループを取り巻く経営環境は、交通・移動関連においては「MaaS」（Mobility as a Service）とよばれる利用者の目的や嗜好に応じて、最適な移動手段を提示し利用者の利便性を高めるサービスが各交通関連の事業者において実証実験段階に入り、新たな成長領域が拡大しております。また、法人においては、人手不足問題、働き方改革の推進なども背景に、生産性向上・業務効率化といった企業ニーズはますます高まっていくと考えられる中で、新たな成長領域の開拓を積極的に行ってまいります。

コンシューマ向け事業では、月額課金サービスに新たな高単価サービスを導入することで従来からの減収傾向に歯止めをかけ、一方で今後のMaaS対応も見据えた自社メディアの再強化により広告事業及びトラベル事業の継続成長を目指します。

法人向け事業では、働き方改革に貢献すべく法人業務効率化のためのソリューションサービスやシステム開発に軸足を移し、新たな成長領域として注力してまいります。2018年7月サービスを開始したクラウド型ICカード交通費精算サービス「駅探Biz」について、代理店網の拡充、デジタルマーケティングを駆使した直販強化を引き続き推進するとともに、連結子会社である株式会社ビジネストラベルジャパンとの連携を加速させ、幅広い法人顧客へのサービス提供を展開してまいります。

2019年5月14日に発表いたしました中期経営計画において、2024年3月期に当連結会計年度の約2倍となる60億円の売上高、過去最高水準となる6億円超の営業利益の達成を掲げております。この実現のために、MaaS対応新エンジンの開発やM&A、事業提携等の積極投資を進め、MaaS関連サービス事業者向けのサービス展開や、働き方改革支援を始めとする様々な企業ニーズに全方位で対応可能な「マルチリンク型グループ経営」を実現するための「駅探グループ」を構築してまいります。

②技術開発

事業戦略で定めた成長戦略を実現するためのエンジンやサービスの開発をスピード感を持ち、柔軟に遂行できる体制構築が重要な課題と考えております。採用の強化と、技術力アップのための教育研修に加え、提携やM&Aの活用による体制強化を進めてまいります。

また、サービスの多様化に伴ってサービスやデータ、システムの運用コストが肥大化することを防ぎ、効率的な運用の仕組みを構築することが収益性を確保する上での重要課題と認識しています。運用の効率化、自動化を継続的に取り組んでまいります。

③コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は、株主をはじめ、顧客、従業員、地域社会等のステークホルダーに対する社会的責任を果たすとともに、企業価値の最大化を図るためには、各ステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明性が高く、公正かつ迅速で、果断な意思決定を行うための仕組みとしてのコーポレート・ガバナンス体制の構築と改善、強化が重要であると認識しております。業容拡大に伴う業務の増大に対応して、常に見直しを図り、内部統制の仕組みを改善し、連結子会社を含む当社グループ全体への教育や啓蒙を行い、必要に応じて管理部門の人員を強化することで、より強固なコーポレート・ガバナンス体制を構築してまいります。

④人材の育成

当社は、中期経営計画を達成するためには、会社を支える優秀な人材の確保と育成こそが最も重要であると考えております。豊かな経験と高いスキルを持つ人材や、潜在能力の高い人材の獲得に向けて採用活動を強化するとともに、社員の役割に見合ったスキルの獲得のための教育研修の実施、また適正な評価がなされる企業風土の構築が必要であると認識しており、そのために階層別、職能別の研修を実施し、個々の総合的な能力を高め、結果として組織力を向上させることに努めてまいります。あわせて、新本社オフィスへの移転や各種制度の改善など社員がその能力を十分に発揮でき、モチベーションを高められる環境整備に取り組んでまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第14期 (2016年3月期)	第15期 (2017年3月期)	第16期 (2018年3月期)	第17期(当期) (2019年3月期)
売上高 (千円)	—	—	2,936,677	3,035,233
経常利益 (千円)	—	—	502,621	480,085
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	—	—	317,209	291,208
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	58.84	53.35
総資産 (千円)	—	—	3,188,992	3,304,150
純資産 (千円)	—	—	2,637,362	2,835,441
1株当たり純資産 (円)	—	—	483.33	517.60

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 当社では、第16期より連結計算書類を作成しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第14期 (2016年3月期)	第15期 (2017年3月期)	第16期 (2018年3月期)	第17期(当期) (2019年3月期)
売上高 (千円)	2,920,630	2,911,048	2,817,333	2,810,647
経常利益 (千円)	501,903	620,487	502,769	443,057
当期純利益 (千円)	316,760	418,127	317,766	271,320
1株当たり当期純利益 (円)	60.27	77.96	58.94	49.70
総資産 (千円)	2,779,221	2,985,995	3,086,116	3,234,109
純資産 (千円)	2,066,846	2,386,987	2,620,073	2,814,535
1株当たり純資産 (円)	385.51	443.84	483.44	513.78

(注) 売上高には消費税等は含まれておりません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ビジネストラベルジャパン	42,000千円	100.00%	出張手配・管理システムの提供及び受託開発

(注) 2018年11月に株式会社ビジネストラベルジャパンの株式を追加取得し、同社を完全子会社といたしました。

(11) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

事業区分	事業内容
コンシューマ向け事業	個人向け及び携帯キャリア向け乗換案内サービスの提供、 会員優待サービスの提供、旅行商品販売等
法人向け事業	法人向け乗換案内 A S P サービスの提供、出張手配・管理システムの提供等

(12) 主要な営業所（2019年3月31日現在）

①当社

本店：東京都港区

②子会社

株式会社ビジネストラベルジャパン 本店：東京都港区

(13) 従業員の状況（2019年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
コンシューマ向け事業	16（－）名	0（－）名
法人向け事業	27（－）名	+3（－）名
全社（共通）	31（－）名	+3（－）名
合計	74（－）名	+6（－）名

（注）１．従業員数は就業員数であり、臨時従業員（派遣社員含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．全社（共通）は、当社のエンジン・データ開発部、システム運用部及び管理部門の従業員であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
63（26）名	+5（+3）名	38.2歳	6.2年

（注）従業員数は就業員数であり、臨時従業員（派遣社員含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。子会社への出向者は除いております。

(14) 主要な借入先（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 25,635,200株
- (2) 発行済株式の総数 5,478,084株（自己株式1,410,716株を除く）
- (3) 株主数 3,388名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
株 式 会 社 C E ホ ー ル デ ィ ン グ ス	1,700,000	31.03
神 原 伸 夫	736,200	13.44
インクリメント・ピー株式会社	588,000	10.73
株 式 会 社 ぐ る な び	158,200	2.89
小 田 昌 平	97,900	1.79
楽 天 証 券 株 式 会 社	78,400	1.43
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	76,700	1.40
外 池 栄 一 郎	70,500	1.29
太 田 和 幸	68,200	1.24
松 岡 真 二 郎	55,000	1.00

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,410,716株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2019年3月31日現在)

決議年月日	2010年6月25日
保有者の区分及び人数	当社取締役1名（社外取締役を除く）
新株予約権の数	184個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	73,600株（注）1.
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使価額	550円（注）1.
新株予約権の行使期間	2012年6月26日から 2020年6月24日まで
新株予約権の行使の条件	（注）2.

- （注）1. 2010年11月5日付株式分割（1株につき100株の割合）及び2011年9月1日付株式分割（1株につき4株の割合）による分割後の株式数及び行使価額に換算して記載しております。
2. ① 新株予約権者は、行使時においても当社の取締役、監査役、又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役を任期満了により退任、定年退職、その他正当な理由による退任、退職であるとして当社の取締役会がその権利行使を認めた場合はこの限りではありません。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとします。
- ③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

- (2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2019年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	中 村 太 郎	管理管掌（内部監査室/HCビジネス部/経営管理部/総務人事部）
常 務 取 締 役	大 城 敦 之	事業管掌（コンテンツビジネス部/事業準備室/ASP・ライセンスビジネス部/ビジネスソリューション部/エンジン・データ開発部/システム運用部）
取 締 役	櫻 井 浩 司	エンジン・データ開発部/システム運用部 担当
取 締 役	松 木 大 輔	松木法律事務所
取 締 役	高 木 茂	
常 勤 監 査 役	竹 谷 敬 治	
監 査 役	岡 田 務	
監 査 役	内 田 満 之	

- (注) 1. 取締役松木大輔氏及び高木茂氏は社外取締役であります。
2. 監査役竹谷敬治氏、岡田務氏及び内田満之氏は社外監査役であります。
3. 当社は、監査役竹谷敬治氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役竹谷敬治氏は、他の会社での監査役経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 監査役岡田務氏は、長年の経理業務の経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 監査役内田満之氏は、業務監査経験を通じ、幅広いビジネスに関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の担当及び重要な兼職の異動について
 ①代表取締役中村太郎氏は、2018年10月1日付で株式会社ビジネストラベルジャパンの代表取締役社長に就任いたしました。
6. 2018年6月26日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって、取締役赤塚彰氏は任期満了により、監査役小林康修氏は辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行を行わない取締役及び監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の総額
取締役	5人	77,066千円（うち社外取締役2人 4,200千円）
監査役	4人	10,200千円（うち社外監査役4人 10,200千円）
合計	9人	87,266千円（うち社外役員6人 14,400千円）

（注）取締役の報酬等の総額には、役員賞与引当金繰入額21,266千円を含めております。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 松木大輔

・松木法律事務所所長であります。当社と同所との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	松 木 大 輔	当期開催の取締役会18回のうち18回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	高 木 茂	2018年6月の就任後開催された当期開催の取締役会14回のうち13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
常 勤 監 査 役	竹 谷 敬 治	当期開催の取締役会18回のうち18回に出席し、また当期開催の監査役会16回のうち16回に出席し、必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	岡 田 務	当期開催の取締役会18回のうち18回に出席し、また当期開催の監査役会16回のうち16回に出席し、必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	内 田 満 之	2018年6月の就任後開催された取締役会14回のうち14回に出席し、また2018年6月の就任後開催された監査役会11回のうち11回に出席し、必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 22,000千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記の金額にはこれらの合計金額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬の見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

6. 会社の体制及び方針

- (1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
 - ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに適正かつ健全な企業活動を行う。
 - ロ. 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - ハ. コンプライアンスの状況は、取締役会、経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会（以下、「CR委員会」という。）等を通じて取締役及び監査役に対して報告されねばならない。各部長は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
 - ニ. 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査役会と連携し、定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、総務人事部を窓口として定め、適切に対応する。
 - ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「情報管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
 - ロ. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
 - ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し定期的に見直すものとする。
 - ロ. リスク情報等については取締役会、経営会議、CR委員会等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はコーポレート部が行うものとする。
 - ハ. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下のCR委員会を招集し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

- 二. 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営方針及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
 - ロ. 取締役は代表取締役社長の指示のもと、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。また経営会議にて、会社経営に関する情報を相互に交換、あるいは協議し、必要に応じ、取締役会に対し、経営政策、経営戦略を進言するものとする。
 - ハ. 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社及び子会社の業務適正確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要な子会社への指導、支援を実施する。
 - ロ. 監査役及び内部監査室は、定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、当社及び子会社の内部統制の有効性と妥当性を確保する。また監査結果については、経営会議等に報告するものとする。
 - ハ. 子会社を担当する役員又は担当部署を明確にし、必要に応じて適正な指導、管理を行うものとする。また、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社に報告するものとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
 - ロ. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
 - ロ. 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等より専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に報告を求めるなど必要な連携を図ることとする。
 - ハ. 監査役が当社に対し、その職務の執行にかかる費用の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該費用の請求が職務の執行に必要でないと判断された場合を除き、速やかに処理をすることとする。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - 「内部統制システム構築の基本方針」及び別途定める「財務報告の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - イ. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - ロ. コーポレート部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
 - ハ. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

- ① 経営及び業務執行の健全かつ適正な運営の強化のため、常勤役員で構成される経営会議、部長職、監査役及び内部監査室長で構成される部長連絡会、社長、管理担当取締役、監査役、内部監査室長で構成されるCR委員会等を定期的開催し、リスク状況の把握と早期是正を図るとともに、必要に応じて取締役会に報告することでリスク及びコンプライアンス違反等の事象と対策の状況を経営と共有しております。
- ② 匿名性が担保された内部通報窓口を設置し、それを全社員に周知することでリスク及びコンプライアンス違反等の情報収集体制を整備しております。
- ③ 取締役会その他の重要な会議の議事録は開催ごとに作成、管理され、稟議書等の重要な文書も適切に管理しております。

- ④ 財務報告に係る内部統制については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を実施いたしました。
- ⑤ 監査役、内部監査室長、会計監査人は、定期的に意見交換を行い、実効性のある内部監査の実施を目指しております。
- ⑥ 反社会勢力排除に関する取り組みとしては、新規取引先との商談前に企業調査を実施するとともに、契約書に反社会勢力排除条項の記載を必須としているほか、弁護士、警察等外部専門機関との情報交換を継続的に実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針
特筆すべき事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当は、期末配当、中間配当の年2回を基本的な方針としております。期末配当の決定機関は株主総会ですが、中間配当に関しては「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

また、当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案し決定していく所存であります。中長期的な事業拡大に必要な内部留保の充実を勘案し、当社の経営成績及び財政状態並びにその見通しに応じた適切な利益還元策を柔軟に検討し、実施することを基本方針としております。

上記基本方針に基づき、当事業年度においても昨年に引き続き、株主への積極的な利益還元策として定時株主総会での承認を前提に、配当を実施することといたします。当事業年度の期末配当につきましては、基本方針のもと、1株当たり10円00銭としております。中間配当（1株当たり10円00銭）と合わせ、年間配当額は1株当たり20円00銭となります。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,890,092	流 動 負 債	451,954
現 金 及 び 預 金	2,407,860	買 掛 金	124,873
売 掛 金	455,411	リ ー ス 債 務	1,283
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	73	未 払 法 人 税 等	63,641
そ の 他	26,983	賞 与 引 当 金	33,846
貸 倒 引 当 金	△236	役 員 賞 与 引 当 金	21,266
固 定 資 産	414,058	移 転 損 失 引 当 金	24,676
有 形 固 定 資 産	38,533	資 産 除 去 債 務	14,700
建 物	5,734	そ の 他	167,667
工 具、器 具 及 び 備 品	29,061	固 定 負 債	16,754
リ ー ス 資 産	3,736	リ ー ス 債 務	2,561
無 形 固 定 資 産	128,149	そ の 他	14,192
の れ ん	6,044	負 債 合 計	468,709
そ の 他	122,105	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	247,375	株 主 資 本	2,835,441
投 資 有 価 証 券	18,692	資 本 金	291,956
繰 延 税 金 資 産	74,477	資 本 剰 余 金	303,883
そ の 他	154,204	利 益 剰 余 金	2,965,066
		自 己 株 式	△725,465
資 産 合 計	3,304,150	純 資 産 合 計	2,835,441
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,304,150

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,035,233
売上原価		1,099,771
売上総利益		1,935,461
販売費及び一般管理費		1,455,304
営業利益		480,156
営業外収益		
受取利息	95	
未払配当金除斥益	173	
その他の	97	366
営業外費用		
支払利息	438	438
経常利益		480,085
特別利益		
固定資産売却益	58	
資産除去債務取崩益	756	814
特別損失		
固定資産除却損	1,412	
移転損失引当金繰入額	41,366	42,778
税金等調整前当期純利益		438,121
法人税、住民税及び事業税	150,063	
法人税等調整額	△6,471	143,592
当期純利益		294,529
非支配株主に帰属する当期純利益		3,321
親会社株主に帰属する当期純利益		291,208

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2018年4月1日残高	291,956	300,220	2,782,836	△755,497	2,619,515
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△108,977		△108,977
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			291,208		291,208
自己株式の処分		2,087		30,032	32,120
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		1,575			1,575
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	3,663	182,230	30,032	215,925
2019年3月31日残高	291,956	303,883	2,965,066	△725,465	2,835,441

	非支配株主 持 分	純資産合計
2018年4月1日残高	17,846	2,637,362
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△108,977
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		291,208
自己株式の処分		32,120
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		1,575
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	△17,846	△17,846
当 期 変 動 額 合 計	△17,846	198,079
2019年3月31日残高	－	2,835,441

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,782,469	流 動 負 債	419,173
現 金 及 び 預 金	2,333,146	買 掛 金	123,703
売 掛 金	421,355	未 払 金	101,121
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	59	未 払 費 用	18,851
前 払 費 用	26,212	未 払 法 人 税 等	63,648
そ の 他	1,932	未 払 消 費 税 等	802
貸 倒 引 当 金	△236	前 受 金	16,238
固 定 資 産	451,639	預 り 金	12,966
有 形 固 定 資 産	31,799	前 受 収 益	1,088
建 物	5,734	賞 与 引 当 金	20,109
工 具、器 具 及 び 備 品	26,064	役 員 賞 与 引 当 金	21,266
無 形 固 定 資 産	93,842	移 転 損 失 引 当 金	24,676
ソ フ ト ウ エ ア	59,063	資 産 除 去 債 務	14,700
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	34,779	固 定 負 債	400
投 資 そ の 他 の 資 産	325,998	そ の 他	400
関 係 会 社 株 式	110,802	負 債 合 計	419,574
差 入 保 証 金	153,645	純 資 産 の 部	
長 期 前 払 費 用	558	株 主 資 本	2,814,535
繰 延 税 金 資 産	60,990	資 本 金	291,956
資 産 合 計	3,234,109	資 本 剰 余 金	302,308
		資 本 準 備 金	291,956
		そ の 他 資 本 剰 余 金	10,352
		利 益 剰 余 金	2,945,736
		そ の 他 利 益 剰 余 金	2,945,736
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,945,736
		自 己 株 式	△725,465
		純 資 産 合 計	2,814,535
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,234,109

損 益 計 算 書

(2018年 4 月 1 日から)
(2019年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,810,647
売 上 原 価	996,254
売 上 総 利 益	1,814,393
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,371,315
営 業 利 益	443,078
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	95
未 払 配 当 金 除 斥 益	173
そ の 他	22
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	312
経 常 利 益	443,057
特 別 損 失	
移 転 損 失 引 当 金 繰 入 額	41,366
税 引 前 当 期 純 利 益	401,691
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	140,979
法 人 税 等 調 整 額	△10,607
当 期 純 利 益	271,320

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純 資 産 計 合
	資本金	資 余 本 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本計 合	
		資 本 金 準 備	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 金 計 剰 余	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合			
					繰越利益剰余金				
2018年4月1日残高	291,956	291,956	8,264	300,220	2,783,393	2,783,393	△755,497	2,620,073	2,620,073
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△108,977	△108,977		△108,977	△108,977
当 期 純 利 益					271,320	271,320		271,320	271,320
自己株式の処分			2,087	2,087			30,032	32,120	32,120
当 期 変 動 額 合 計	－	－	2,087	2,087	162,342	162,342	30,032	194,462	194,462
2019年3月31日残高	291,956	291,956	10,352	302,308	2,945,736	2,945,736	△725,465	2,814,535	2,814,535

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

株式会社 駅探
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	戸 田 仁 志	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三 木 康 弘	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社駅探の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社駅探及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

株式会社 駅探
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 戸 田 仁 志 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 三 木 康 弘 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社駅探の2018年4月1日から2019年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

株 式 会 社 駅 探 監 査 役 会
社外監査役(常勤) 竹 谷 敬 治 ㊞
社 外 監 査 役 岡 田 務 ㊞
社 外 監 査 役 内 田 満 之 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案し決定していく所存であります。中長期的な事業拡大に必要な内部留保の充実を勘案し、当社の経営成績及び財政状態並びにその見通しに応じた適切な利益還元策を柔軟に検討し、実施することを基本方針としております。

このような基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円00銭

配当金総額：54,780,840円

これにより、当期における配当金は中間配当金10円00銭を含め1株につき20円00銭となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由
- 当社は、事業の拡大及び業務効率の向上のため、本店を移転することを決定いたしました。
定款第3条（本店の所在地）を東京都港区から東京都千代田区に変更するものであります。
2. 変更の内容
- 変更内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します）

現 行 定 款	変 更 案
（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。 （新設）	（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。 附則 <u>第3条（本店の所在地）の変更は、2019年6月25日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は、第3条の効力発生日経過後削除されるものとする。</u>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	なか むら た ろう 中 村 太 郎 (1960年12月30日生)	1985年 4 月 ㈱東芝入社 2000年 7 月 同社 i バリュークリエーション社 戦略統括 部 参事 2003年 4 月 同社 ネットワークサービス&コンテンツ事業 統括 i バリュークリエーション事業部業務企画 部 グループ長 2006年 4 月 同社 同事業部 企画・業務担当グループ長 2006年10月 当社出向 代表取締役社長 2007年11月 ㈱東芝より転籍 当社 代表取締役社長（現任） 2013年 4 月 当社 ヘルスケア事業開発室長 ㈱C E リブケア（現 ㈱M o c o s u k u） 代表 取締役社長 2015年 4 月 当社 新規事業開発室長 2016年12月 ㈱C E ホールディングス取締役 2017年 4 月 当社 H C ビジネス部長（現任） 2017年 9 月 ㈱M o c o s u k u 取締役（現任） 2017年11月 ㈱ビジネストラベルジャパン取締役 2018年10月 ㈱ビジネストラベルジャパン代表取締役社長（現 任）	22,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
2	おおき 城 敦 之 (1967年11月2日生)	1990年 4 月 パイオニアLDC(株)入社 1996年11月 同社 東京営業所 音楽販売グループリーダー 2000年 8 月 ジェイフォン東京(株) (現 ソフトバンク(株)) 入社 2005年 4 月 ダイキサウンド(株)入社 企画部課長 2006年 9 月 同社 メディア営業部長 2008年 5 月 当社入社 ASP・ライセンスビジネス部配属 2008年 6 月 当社 ASP・ライセンスビジネス部 営業グループ長 2010年 6 月 当社 取締役 2012年 4 月 当社 コンテンツビジネス部長 (現任) 2014年 4 月 当社 事業管理室長 2014年 6 月 当社 常務取締役 (現任) 2017年 4 月 当社 事業準備室長 (現任) 2017年11月 (株)ビジネストラベルジャパン取締役 (現任) 2018年12月 当社 ASP・ライセンスビジネス部長 (現任) 当社 ビジネスソリューション部長 (現任)	6,000株
3	さくら い 井 浩 司 (1967年 5 月24日生)	1990年12月 (株)ソフィックス入社 2009年 8 月 当社入社 エンジン・データ開発部 位置情報グループ 2010年 1 月 当社 エンジン・データ開発部 位置情報グループ長 2010年 6 月 当社 エンジン・データ開発部長 (現任) 2015年 6 月 当社 執行役員 2016年 4 月 当社 オペレーションサポート部長 2016年 6 月 当社 取締役 (現任) 2017年 8 月 当社 システム運用部長 (現任) 2017年11月 (株)ビジネストラベルジャパン取締役 (現任)	—

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
4 (新任)	やなぎ しろう 柳 象 二 郎 (1971年1月10日生)	1995年 4 月 丸紅スチール㈱入社 2002年 6 月 ㈱アイ・エム・ジェイ入社 2013年 4 月 同社 管理本部長 2017年 3 月 ㈱ジー・インターナショナル・コミュニケーション入社 2017年 9 月 同社 統括本部長 2018年 6 月 当社入社 管理担当執行役員 総務人事部長 (現任) 2018年 7 月 ㈱ビジネストラベルジャパン 業務企画部長 (現任) 2018年10月 当社 経営管理部長 (現任) 2018年11月 ㈱ビジネストラベルジャパン 取締役 (現任)	—
5 (新任)	たけ おしん 竹 尾 伸 一 (1967年4月27日生)	1991年 4 月 パイオニアLDC㈱ 入社 2006年 4 月 同社 東京営業所所長代理 2008年 4 月 中小企業診断士 登録 2013年 4 月 社会保険労務士 登録 2015年 4 月 社会保険労務士事務所トーヨーレイバーコンサルタント 入所 所長 (現任) 2017年 4 月 ㈱トーヨーレイバーコンサルタント 代表取締役 労働保険労務組合 東洋労働保険協会 代表理事	—
6 (新任)	いけ はらもと ひろ 池 原 元 宏 (1974年9月9日生)	2000年 4 月 弁護士登録 (東京弁護士会所属) 柳田野村法律事務所 (現：柳田国際法律事務所) 入所 2006年10月 シティユーワ法律事務所 入所 2007年 6 月 ニューヨーク州弁護士登録 2009年 9 月 野村綜合法律事務所 入所 2014年 1 月 同法律事務所パートナー (現任) 2016年 6 月 日新製糖㈱ 社外取締役 (現任)	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 竹尾伸一氏及び池原元宏氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由について
竹尾伸一氏につきましては、中小企業診断士、社会保険労務士としての豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地及びより独立した立場から経営に助言いただくことを目的に社外取締役として選任をお願いするものであります。
池原元宏氏につきましては、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地及びより独立した立場から経営に助言いただくことを目的に社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 取締役との責任限定契約について
当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。竹尾伸一氏及び池原元宏氏が社外取締役に就任した場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 (生 年 月 日) 名	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
すずき 鈴木 俊 (1976年12月22日生)	2007年 9 月 弁護士登録（東京弁護士会所属） 弁護士法人古田＆アソシエイツ法律事務所（現 弁護士 法人クレア法律事務所）入所 2015年 1 月 同法律事務所 パートナー弁護士 2015年 9 月 (株)クオカプランニング 社外監査役 2015年12月 エクシード法律事務所 代表弁護士（現任） 2016年 1 月 特定非営利法人タイガーマスク基金 理事（現任）	－

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 鈴木俊氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者の選任理由について
鈴木俊氏につきましては、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地を当社の監査に役立てていただくことを目的に、補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 監査役との責任限定契約について
当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。鈴木俊氏が社外監査役に就任した場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以上

株主総会 会場ご案内図

会 場 東京都港区新橋一丁目2番6号
第一ホテル東京 4階「プリマヴェーラⅡ」



〈交通〉

- ・ J R 線・東京メトロ銀座線 新橋駅より 徒歩2分
- ・ 都営地下鉄浅草線 新橋駅より 徒歩5分
- ・ 都営地下鉄三田線 内幸町駅より 徒歩3分

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。